

明治維新前後の甲斐国にみられる直系家族慣行

荻原香代子

はじめに

本稿は明治維新前後の甲斐国にみられる直系家族慣行の特質と要因についての分析結果である。幕末・明治維新前後の甲斐国には、男子婚姻年齢に低い傾向がみられるが、それはこの時期の三世代家族形態及び隠居慣行の増加をもたす要因になったと推定される。

この時期の農民家族は明治期に形成された公的な「家」制度に対し、地域に根ざした家族慣行の中にあつた。そして隠居年齢が満六〇歳に制限された明治民法制定前における甲斐国内では、後継ぎの婚姻時と父親の隠居時が近い傾向がある。これらの直系家族慣行上の特質は、明治民法及び明治以後の戸籍制度上の家父長主義的考え方とは異なる、農村にみられた現実の家族規範だったと考えられる。

ところで『家族構成』⁽¹⁾において戸田貞三は、明治維新前後における家族構成を示す村として、慶応四年の相模国足柄郡土肥鍛冶屋村を取り上げている。同村では全村八二家族中の三世代家族比が六二％と高く、又約四〇％は世帯主の父親と共に傍系親族を多く含んでいる。この要因について戸田貞三は、この時期の低い婚姻年齢と共に後継ぎの婚姻と父親の隠居が近い時期であることを推定している。この学説は、三世代家族の形成要因に関する学説の延長上にある。同氏は三世代家族の形成要因として、平均寿命、出生率、平均婚姻年齢をあげ、前二要因が一定の社会においては平均婚姻年齢により、三世代家族比が決まるとした。

本稿では幕末・明治初年を中心とする甲斐国内の数カ村を対象とし、主に宗門人別改帳の分析により、右の戸田学説の検証を試みたいと考える。

一 資料の分析方法

本稿の分析で依拠した主な資料は宗門人別改帳、⁽³⁾「熊野村明治三年戸籍下調簿」、「山梨県統計書」（山梨県編）である。

宗門人別改帳に基づく平均婚姻年齢の算出に際しては、この時期を含む近世末年の宗門人別改帳に載る家族が、世代の継承によって存続をする典型的な直系家族であることに注目し、個々の直系家族の長期変遷を辿る方法に拠っている。これは二に述べる歴史人口学の先行研究において採られた、家族の行動追跡の方法と同種のものといえる。

宗門人別改帳は毎年作成されたが、現存する宗門人別改帳には年号に二年以上の前後間隔が多く、したがってこの間になされた婚姻の時期及び当事者の年齢は、次の様に推定をした。その間隔が二・三年の場合、この間の婚姻年齢と婚姻時は、後の宗門人別改帳に記されたものから一年を引き、間隔が四年の場合には二年を引き（間隔が五年以上は不明とする）、そしてその結果収集をした婚姻年齢の総和を婚姻者総数で除し、平均婚姻年齢を近似値として求め、数え年で表し及び本文に示した。

二 宗門帳を用いた歴史人口学の先行研究

戸田貞三、小山隆、喜多野清一等の家族社会学者は、宗門人

別改帳を資料とする歴史人口学研究を行い、近世の家族の内部構造を明らかにした。⁽⁴⁾戸田貞三は『家族構成』において大正九年当時の家族構成の他に、明治以前の村落の分析を行い、その三世代世帯比はその地方の平均婚姻年齢によって決まると推定をした。⁽⁵⁾しかし『家族構成』は主として大正九年を対象とする研究であり、近世村落における戸田学説の検証は今日に残された課題であるといえる。本稿は近世末、明治初期の甲斐国内数カ村の宗門人別改帳を資料として戸田学説の検討を行う。

ところで戸田貞三の家族研究は、家制度の研究でもあるとされるが、それは『家族構成』第二章で行われた三世代世帯の分析にも表れているとされる。⁽⁷⁾戸田貞三は『家族構成』において、大正九年の国勢調査結果や宗門人別改帳の数量分析による具体的な研究方法を通し、家長的家族制度下の三世代家族の研究を行った。又近年、家族社会学者は、宗門人別改帳を資料とする家研究を進めている。正岡寛司等は、近世の家の継承規則の規範的な形態及び実際の継承者等を重視する基本的な立場に立ち、その具体的な研究方法として宗門人別改帳に載る世帯及びその中の個人の行動追跡による、近世の家族及び個人の時系列、縦断的な分析を行ってきた。宗門人別改帳に載る個人の行動追跡による分析は、日本における歴史人口学の先駆者である速水融等⁽⁹⁾により、限定的に行われたにすぎなかった。正岡、藤見、嶋崎等はこの方法を発展的に開拓し、家の研究を右の様に進めてきた。

宗門人別改帳に載る家族の行動追跡による分析方法の開発は、近世の家族に対する視野を広げつつある。右にみる様に戸田貞三が先駆的に行つた、近世村落における三世代世帯比とその要因に関する推定による家制度の研究は、宗門人別改帳に基づく家族の時系列的な観察により、具体的な分析がより一層可能になつたといえる。本稿では平均婚姻年齢、婚姻と隠居の関連等の直系家族慣行の検討においてこの方法に依拠するところが大きく、さらに慎重なその適用を期しつつ、現時点での分析を試みる。

三 平均婚姻年齢に関する先行研究

『家族構成』⁽¹⁰⁾に掲載された明治末から昭和初年に至る全国平均男女初婚年齢（満年齢）によると、明治四二年の男子は二六・八八歳、女子は二二・九二歳であるが、それは昭和五年の二七・三三歳（男子）、二三・二一歳（女子）へと漸次的に上昇を続ける。戸田貞三は、明治以前の男女平均婚姻年齢はこれより低く又地方により差があると推定した。⁽¹¹⁾

山梨県の明治期の男子平均婚姻年齢は四に後述する様に、上昇傾向があるが、明治前期には明治末以後の全国平均よりかなり低い。このことは戸田貞三の右の推定の妥当性を裏付けるものとなつてゐる。明治前期の男子平均婚姻年齢の、この低い状況に先行する幕末・明治初期の山梨県（甲斐国）の平均婚姻

年齢についてみると、山梨郡上萩原村上切の男子平均初婚年齢（数え年）は天明八年（文化七年）の二八・三歳から嘉永四年（明治二年）の二六・二歳に低下をしている（これに対し女子平均婚姻年齢（数え年）は二二・〇歳から二二・八歳にやや上昇をしている）。又文化六年（明治五年）の新倉村の平均婚姻年齢（数え年）は、男子では二五・六歳、女子では二四・〇歳であり、文化三年から明治三年の大見見村では男子が二六・二歳、女子が二二・七歳である。都留郡内のこれら二カ村の男子平均婚姻年齢は再婚を含むので初婚者のみではさらに低いものと考えられる。したがつて幕末・明治初期の甲斐国には、男子の平均婚姻年齢に低い傾向があるといえる。

ところで速水融の分析⁽¹²⁾による信州諏訪郡の男子平均婚姻年齢は、一七二〇年代に二九・七歳と高いが徐々に低下をし、一八五〇年代には二七・二歳になる。これに対し女子について横内村をみると一七〇〇年代前半の一六・九歳から一八五〇（一八七〇年の二一・七歳に上昇をし、近世の諏訪郡における女子平均婚姻年齢の傾向を端的に示している。

この諏訪郡の男子平均婚姻年齢の低下傾向は、前述した様に幕末・明治初の甲斐国山梨郡上萩原村上切にも同様にしてみられる傾向である。男子平均婚姻年齢の、これらの長期変動上に認められる低下傾向を前提として、本稿では甲斐国内の村々を対象とし、その傾向性の有無を明らかにしたいと考える。

なお成松佐恵子の分析⁽¹³⁾による近世の東北地方の一村落である、

奥州安積郡下守屋村の平均婚姻年齢は低く、男子が一五・二三歳であり、女子は一八世紀前半の一・二歳から一九世紀後半の一八・七歳へと上昇している。これに比べると近世の甲信地方の男女平均婚姻年齢は高く、婚姻年齢という家族慣行の分析においてはその地域差の存在を前提とする数量的認識が求められるといえる。

四 近世末・明治初期の男子平均婚姻年齢

先に述べたように明治末年以後の全国平均男子初婚年齢には上昇傾向があるが、明治四二年でも二六・八八歳（満年齢）と比較的高く、これは明治期を通じての上昇結果を示すものと考えられる。

「山梨県統計書」（山梨県編）を資料とする明治期の山梨県男子平均婚姻年齢（再婚を含む・数え年）は明治一六年に二六・四歳である。これは再婚を含む数え年であるので、明治末年の全国平均に比べると、明治前期の山梨県の男子平均初婚年齢は低いものと推定される。山梨県の男子平均婚姻年齢は明治二六年の二八・三歳、四一年の二九・〇歳、四五年の二九・九歳と上昇をする（女子も一六年の二三・二歳、二六年の二四・六歳、四五年の二四・四歳と上昇をする）。

明治前期の男子平均婚姻年齢は以上のように、明治中後期の山梨県平均・全国平均に比べると低い。この男子平均婚姻年齢

が出現することに関する具体的な解明は進んでいない。本稿では近世末・明治初期の男子平均婚姻年齢の状況を分析し、明治前期との関連性の手がかりを求めたい。しかしここで対象とするのは一〇カ村余の少数例にすぎず、男子平均婚姻年齢に関する他村をも含めた比較分析は今後の検討を要すといえる。

表1は近世末・明治初の約八〇年間における村々の平均婚姻年齢である。同表によると天保八年（慶応四年）の巨摩郡荒川村では二四・九歳、天保五年（慶応四年）の山梨郡綿塚村では二三・五歳、弘化二年（明治二年）の山梨郡下小田原村では二三・二歳、文化元年（文化一二年）の巨摩郡新奥村では二三・八歳など低い傾向が認められる。明治前期の山梨県の男子平均婚姻年齢は再婚を含み二六・四歳（一六年）であるが、これらの村にみられる低い数値は、明治前期の山梨県平均に先行する現象であると仮定される。

次に明治初年の戸籍関連文書に基づき、再婚を含む平均婚姻年齢を同表にみると、文化一八年（明治三年）の山梨郡熊野村では二六・一歳、文化六年（明治五年）の都留郡新倉村では二五・六歳、嘉永三年（明治三年）の都留郡大明見村では二五・八歳である。これら三カ村の平均婚姻年齢は、明治前期の山梨県平均に近い。

ところで表1には、一八五〇年以後の幕末・維新时期を含む時期に、男子平均初婚年齢が低下をする村がみられる。この時期に下条南割村では二五・八歳（天保一二年）元治二年は二六・

表 1 平均婚姻年齢

(山梨郡平沢村、同熊野村、都留郡新倉村、同大明見村の男子は再婚を含むが、他は初婚のみによる。女子はすべて再婚を含む)

村 名	年 代	平均婚姻年齢			
		男子	婚姻者数	女子	婚姻者数
山梨郡上萩原村上切	天明 8～文化 7	28.3	52	20.7	51
同上	嘉永 4～明治 2	26.2	62	22.8	68
山梨郡上粟生野村	文化 1～文久 2	26.9	93	21.3	93
同上	嘉永 3～文久 2	25.9	19	—	—
山梨郡下小田原村上条組	弘化 2～明治 2	23.2	16	20.4	16
山梨郡綿塚村	天保 5～慶応 4	23.5	48	19.6	45
同上	嘉永 3～慶応 4	23.1	25	19.9	22
山梨郡平沢村	天保 8～明治 3	28.5	28	24.6	29
山梨郡熊野村	文化 12～明治 3	26.1	67	21.7	81
巨摩郡荒川村	天保 8～慶応 4	24.9	30	20.2	29
同上	嘉永 3～慶応 4	23.6	10	19.9	10
巨摩郡東南湖村	嘉永 4～文久 3	26.7	52	21.9	52
巨摩郡吉田村	安政 2～慶応 3	25.8	48	21.9	48
巨摩郡西野村北組	寛政 3～天保 4	26.7	48	19.9	45
巨摩郡下条南割村	天保 12～元治 2	26.6	51	21.8	49
同上	嘉永 7～元治 2	25.0	14	20.6	14
巨摩郡下円井村	天明 3～文政 12	29.4	27	22.6	16
同上	天保 1～嘉永 6	26.1	36	21.9	36
同上	安政 1～明治 2	24.1	44	21.0	41
巨摩郡新奥村	文化 1～文化 12	23.8	5	19.8	5
都留郡新倉村上組	文化 6～明治 5	25.6	70	24.0	81
都留郡大明見村	文化 3～明治 3	26.2	195	22.7	257
同上	嘉永 3～明治 3	25.8	129	23.9	148

注 山梨郡平沢村、同熊野村、都留郡大明見村は「明治 3 年戸籍下調簿に」による。
都留郡新倉村上組は「明治 5 年戸籍下調簿」による。他はすべて宗門人別改帳による。

六歳)に、下円井村では二四・一歳(天保元年)嘉永六年は二六・一歳)に、荒川村では二三・六歳(天保八年)慶応四年は二四・九歳)に、又綿塚村でも二三・一歳(天保五年)慶応四年は二三・五歳)に低下をしている。これらは必ずしも多人数の平均とは限らず、この時期の男子平均婚姻年齢の低下については今後の検討を要すといえる。

これに対し一八〇〇年前後にさかのぼった時期を含む男子平均初婚年齢は比較的高く、天明六年(文化七年)山梨郡上萩原村上切は二八・三歳、文化元年(文久二年)山梨郡上粟生野村は二六・九歳、寛政三年(天保四年)巨摩郡西野村北組は二六・七歳、天明三年(文政二年)巨摩郡下円井村は二九・四歳である。しかしこれらの村でも幕末・維新期近くに低下をし、上萩原村上切は二六・二歳に、上粟生野村は二五・九歳に、下円井村は二四・一歳になっている⁽¹⁵⁾。

ここにみられる男子平均婚姻年齢の低下の要因は本稿での検討の範囲にはないものの、男子平均婚姻年齢の低下は直系家族形態に影響したと考えられる。したがって以下にこの時期の家族形態について分析したいと考える。なお表1による女子の平均婚姻年齢には男子のような変化はみられない。

五 近世末・明治初の三世代家族⁽¹⁷⁾

『家族構成』において戸田貞三は、大正九年の国勢調査結果分

析に基づき、三世代家族の形成要因として平均寿命、出生率、平均婚姻年齢をあげ、前二要因が一定の社会では平均婚姻年齢によって三世代家族比が決まるとした。この戸田学説は全国・都道府県等を単位とする統計分析に基づくものであるが、本稿では甲斐国の近世末及び明治初の村落規模の集団への、この戸田学説の適用を課題としている。

四にみるように綿塚村、荒川村等では幕末に男子平均初婚年齢が低下しているのであるが、表2に両村の三世代家族比をみると、男子平均初婚年齢が低下をする年代を含む期間内では、上昇する傾向がみられる。綿塚村では一二・二五%(天保五年)嘉永三年)から二五・三四%(嘉永七年)慶応四年)に、荒川村では二三・三三%(天保八年)嘉永三年)から二九・三七%(嘉永七年)慶応四年)に、下条南割村では二二・二四%(弘化二年)嘉永六年)から二六・二九%(安政二年)元治二年)に、又上萩原村では一七・一九%(天明八年)文化三年)から二六・二八%(安政三年)明治三年)に上昇をしている。そして東南湖村、吉田村等、表2に短期間の数値として載る村々の、三世代家族比の変動を論じることではできないものの、東南湖・吉田両村の、幕末の三世代家族比は高いといえる⁽¹⁸⁾。

表 2 三世代家族及び父親と既婚跡継ぎを共に含む家族（実数（ ）は％を示す）

①総家族数 ②三世代家族数 ③父親と既婚跡継ぎを共に含む家族数

<山梨郡上萩原村>												
	天明 8	寛政 6	文化 3	文政 2	文政 7	天保 4	天保 10	弘化 2	安政 3	文久 3	明治 3	
①	164	177	172	166	167	164	154	143	143	141	125	
②	31(19)	37(21)	29(17)	40(24)	38(23)	38(23)	40(26)	33(23)	39(27)	37(26)	35(28)	
③	20(12)	22(12)	22(13)	31(19)	23(14)	15(9)	28(18)	27(19)	29(20)	35(25)	30(24)	
<山梨郡上栗生野村>												
	寛政 4	寛政 12	文化 1	文化 6	文化 12	文政 4	文政 12	天保 5	天保 11	弘化 3	嘉永 5	万延 1
①	76	75	72	77	77	78	73	71	64	61	63	59
②	17(22)	18(24)	14(19)	16(21)	21(27)	17(22)	17(23)	15(21)	16(25)	15(25)	10(16)	12(20)
③	9(12)	10(13)	13(18)	12(16)	16(21)	17(22)	11(15)	13(18)	7(11)	17(28)	7(11)	16(27)
<山梨郡下小田原村上条組>												
	弘化 2	文久 2	慶応 2	慶応 4								
①	21	21	21	22								
②	8	2	3	4								
③	3	1	1	3								
<山梨郡綿塚村>												
	天保 5	天保 11	弘化 3	嘉永 3	嘉永 7	安政 5	文久 2	慶応 2	慶応 4			
①	54	52	57	55	57	54	58	58	59			
②	14(26)	6(12)	10(18)	14(25)	14(25)	18(33)	17(29)	20(34)	20(34)			
③	5(9)	11(21)	13(23)	15(27)	11(19)	14(26)	12(21)	11(19)	12(20)			
<巨摩郡荒川村>												
	天保 8	天保 12	弘化 2	嘉永 3	嘉永 7	元治 1	慶応 2	慶応 4				
①	41	41	42	40	41	36	38	38				
②	13(32)	12(29)	14(33)	9(23)	14(34)	11(31)	14(37)	11(29)				
③	5(12)	7(17)	11(26)	10(25)	8(20)	9(25)	12(32)	12(32)				
<巨摩郡東南湖村>												
	嘉永 4	安政 4	安政 6	文久 1	文久 3							
①	167	182	167	168	168							
②	74(44)	74(41)	74(44)	71(42)	73(43)							
③	38(23)	56(31)	49(29)	41(24)	38(23)							
<巨摩郡吉田村>												
	安政 2	安政 6	文久 3	慶応 3								
①	123	126	127	124								
②	46(37)	58(46)	58(46)	53(43)								
③	20(16)	34(27)	27(21)	27(22)								
<巨摩郡西野村北組>												
	寛政 3	寛政 7	寛政 11	享和 3	文化 6	文化 10	文化 14	文政 4	文政 8	天保 2	天保 8	
①	41	40	39	42	42	43	44	44	46	48	47	
②	11(27)	12(30)	12(31)	10(24)	12(29)	9(21)	13(30)	13(30)	13(28)	16(33)	18(38)	
③	3(7)	2(5)	3(8)	2(5)	4(10)	5(12)	5(11)	7(16)	2(4)	9(19)	10(21)	
<巨摩郡下条南割村>												
	弘化 2	嘉永 2	嘉永 6	安政 2	文久 2	元治 2						
①	77	80	82	83	85	84						
②	17(22)	18(23)	20(24)	22(27)	22(26)	24(29)						
③	12(16)	8(10)	10(12)	12(14)	10(12)	10(12)						
<巨摩郡下円井村>												
	安政 4	万延 2	文久 3	慶応 3	明治 2							
①	75	76	75	76	81							
②	23(31)	20(26)	17(23)	20(26)	26(32)							
③	12(16)	15(20)	14(19)	22(29)	19(23)							
<巨摩郡新興村>												
	文化 1	文化 4	文化 7	文化 12								
①	19	19	18	18								
②	5	3	5	7								
③	3	6	8	6								

各村の宗門人別改帳による。

六 隠居慣行

(一) 世帯主の記載に関する明治初年戸籍と宗門人別改帳の異質性

隠居は近世社会にみられた一般的な家族慣行⁽¹⁹⁾であり、宗門人別改帳の家族にも隠居の形態が表れている。

ところで宗門人別改帳の家族筆頭者である世帯主の父親は隠居をしていると考えられるのであるが、世帯主に関する宗門人別改帳の記載には、現実が正確に反映されているとは必ずしもいえない。一例として都留郡新倉村上組についてみると、明治初年の戸籍関連文書である「新倉村上組明治五年戸籍下調簿」による明治五年には、九三家族中の一八家族で隠居が行われているのに対し、わずか三年前の「新倉村明治二年宗旨人別改帳」によると、全村二二一家族中の八家族に隠居が行われているにすぎない。同様の差は外に山梨郡熊野村（後出）にもみられる。宗門人別改帳は明治初年の戸籍とは異なる記載方式によって作成されたと考えられる。幕末・明治初年の民事慣行を示す「全国民事慣例類集」⁽²¹⁾に、宗門人別改帳の筆頭者に関連する家督相続の慣行をみると地方差がある。甲斐国では山梨郡は「家督相続スルトキハ：名主許へ口上ヲ以届出ル事ナリ」とされるが巨摩郡では「実子ハ別段聴届ノ例ナシ」とされている⁽²²⁾。この巨摩郡のように実子の相続の届出をしないことは、現実に隠居が行

われている家族を旧世帯主のまま記載する宗門人別改帳の方式につながると考えられる。

(二) 近世末・明治初の父親と既婚跡継ぎを共に含む家族

本稿の分析対象である村の各宗門人別改帳に載る家族では、父親が隠居をしている未婚の世帯主は約三人以下に限られている。これは父親の隠居が跡継ぎの婚姻を前提にするものであることを示唆するといえる。そして男子婚姻年齢の低下は後継ぎの婚姻を前提とする父親の隠居の増加につながると考えられる。しかし（一）に前述したように宗門人別改帳の世帯主の表示は、実際に行われている父親の隠居の事実を正確に示すものとはいえない。したがってここでは父親の隠居の有無を問わず、父親と既婚跡継ぎを共に含む家族の状況について、男子婚姻年齢が低い幕末・明治初年の村々をみる。

隠居慣行は基本的に三世代を家族構成上の前提として成立すると考えられるのであるが、表2によると三世代家族の増加に伴う、父親と既婚跡継ぎを共に含む家族の増加は必ずしも明確ではない。しかし数カ村にはその傾向がみられる。

表2の各村は、近世末・明治初の約八〇年間に含まれるが、呈示する数値の年代期間は村ごとに異なっている。このうち、約七〇〜八〇年の長期変動を示す山梨郡上萩原村、同上粟生野村の三世代家族比及び父親と既婚跡継ぎを共に含む家族の比をみると、上粟生野村にはこの間の目立った変化は無いが、上萩

原村には明治維新前後にかけての上昇が明らかに認められる。又西野村北組でも幕末にかけて三世大家族比及び父親と既婚跡継ぎを共に含む家族の比が上昇傾向を示し、荒川村にもその傾向がある。しかしその他の一二〇年の短期間を載せる東南湖村、下条南割村等では、隠居の増加の変化をみることはできない。

(三) 跡継ぎの婚姻に関連する父親の隠居

表3は世帯主の婚姻とその父親の隠居の時期の差を示すが、世帯主の婚姻とは一に述べたように宗門人別改帳に載る各家族の変遷過程から抽出する方法によるものであり、父親の隠居とは六(一)に述べた理由により、宗門人別改帳の記載に基づく隠居のみを指している。したがって表3に載る村にはこの他にも父親の隠居が行われていることは十分考えられる。

世帯主の婚姻と父親の隠居が同年(表3では差を0年で示す)である家族の多い村である天明八年〜明治二年の山梨郡上萩原村では、一一八例の世帯主の婚姻中の六八例が、それに該当する。同様にして文化元年〜文久二年の山梨郡上粟生野村では三二例中の一五例が、天保五年〜慶応四年の山梨郡綿塚村では二四例中の一一例が、天保一二年〜元治二年の巨摩郡下条南割村では一八例中の一二例がそれに該当している。又同時期の上萩原村では、一一八例中の八六例の多数が、跡継ぎの婚姻一年以内に行われた父親の隠居である。

この様に跡継ぎの婚姻直後に父親が隠居をしてしまうことは、家族形態にどの様に影響するであろうか。「熊野村明治三年戸籍下調簿」による山梨郡熊野村では、全村八七家族のうち、父親と既婚跡継ぎを共に含む家族が二一家族あり、その二一家族の父親が隠居をしている。表4によると明治三年の同村では、未婚子の父親である世帯主が全世帯主の六六%にのぼり、同時に未婚子の祖父である世帯主は皆無である。又世帯主の傍系親族である兄弟姉妹を含む家族が約三〇%と高比率である。

むすび

明治初年の山梨郡熊野村における家族形態の右の特徴は、男子婚姻年齢の低下と同時に、世帯主の婚姻時と父親の隠居時が近いこと等の慣行により形成されたと考えられるが、これらの条件をもつ明治維新前後の甲斐国内の村々には、この熊野村に多少なりとも近い家族形態上の特質がみられたと考えられる。本稿での以上の分析は、資料及び分析方法共不十分なのであるとはいえず、『家族構成』において戸田貞三が土肥鍛冶屋村について行った分析とその要因の推定の妥当性を示唆するものと考えられる。

ところで維新时期を中心とする近世末・明治初期の本稿の検討においては、家族の実生活に関する考察は行われていない。中田薫⁽²³⁾によると、近世の隠居は生前に家名と家督(財産)を相続

表 3 世帯主の婚姻時における父親の隠居の状況

村 名	上萩原	上栗生	綿 塚	下小田原	下条南	東南湖	荒 川	新 奥	吉 田	西野北	下門井
	上切	野		上条組	割					組	
	天明 8	文化 1		天保 5	弘化 2					天保 12	
年 代	明治 2	文久 2	慶応 4	明治 3	元治 2	文久 3	慶応 4	文化 12	慶応 3	天保 4	明治 2
1 父親の隠居がある	118	32	24	0	18	5	5	2	7	9	8
（世帯主の婚姻と父親の隠居の時期の差	0 年	68	15	11	0	12	4	1	2	3	1
1 "	18	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
2 "	5	3	7	0	2	0	1	0	1	2	2
3 "	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 "		3	2	0	1	1	1	0	4	2	5
5 "		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
6 "		3	1	0	0	0	1	0	0	1	0
7 "		0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
8 "		3	1	0	1	0	0	0	0	0	0
9 "		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 "		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
不明	18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
2 父親の隠居がない	176	56	22	16	33	46	25	2	31	26	24
3 隠居の有無が不明	41	7	2	0	0	1	0	1	10	13	12
世帯主の婚姻総数	335	95	48	16	51	52	30	5	48	48	44

各村の宗門人別改帳による。

表 4 世帯主の未婚子・キョウダイ・父親を中心とした熊野村の家族分類

	1 未婚子がいる世帯主 1-1 世帯主の父親がいない 1-2 世帯主の父親(祖父) がいない	2 未婚子がない世帯主 2-1 世帯主の父親がいない 2-2 世帯主の父親がいる
(世帯主の 傍系親族) がいない	父+子 4 夫婦+子+父 4 母(後家)+子 2 夫婦+子+父母 1 夫婦+子 23 夫婦+子+母 7 夫婦+子+他 1 夫婦+子+孫 1	1人 11 夫婦+父 1 夫婦のみ 1 夫婦+父母 1 世帯主+母+後見 2 後家+母 1
(世帯主の 直系親族) がいる	夫婦+キョウダイ夫婦 夫婦+子+祖父母+ +その他 2 キョウダイ+厄介 1 夫婦+子+母+キョウ 夫婦+子+父母+ ダイ 3 キョウダイ 5 夫婦+子+キョウダイ 2 夫婦+子+父母+ キョウダイ+叔母 1 夫婦+子+祖母+ 父母+キョウダイ 1	キョウダイのみ 1 夫婦+父母+ 夫婦+母+キョウダイ 1 キョウダイ 4 夫婦+母+キョウダイ 4 夫婦+父+ キョウダイ 2

「熊野村明治3年戸籍下調簿」による。

合計 87

人に譲ることを指し、親世代の別棟への移動は要件とされない。⁽²⁴⁾又大竹秀男によると畿内農村では、近世初期の隠居分家が中期以後から家内隠居に代わったとされる。したがって多くの場合、隠居をした父親は引き続き跡継ぎと同一家屋に住むことが近世末年の隠居の姿だったと考えられる。とはいえ市史⁽²⁵⁾にみられる近世末の隠居には父親の隠居分家もみられる。又明治五年の山梨郡熊野村では八五家族中の一〇家族に隠宅がある。隠居は直系家族内に複雑な家族秩序を形成したと考えられる。しかし父親（と共に母親・兄弟姉妹等）の隠宅への移住は、三世代家族を、父親と跡継ぎそれぞれの核的小家族に分裂させる契機になったといえる。この様に考えると近世末・明治初期の甲斐国の直系家族には、三世代の統合と共に隠居による親世代と子世代の分離も少数ながらみられ、家族の内部構造には柔軟性があつたと考えられる。

注

- (1) 福島正夫『日本資本主義と「家」制度』（東京大学出版会、一九七五年）二二～二三頁によると明治四年戸籍法により尊属・直系・男系を上位とする「戸籍同戸列次ノ順」が定められたが、利谷信義「民法と戸籍制度」（利谷信義編『福島正夫著作集第二巻家族』勁草書房、一九九六年 三五～三六頁）によると、戸籍の変動に関する地方法令は、民法制定上の資料となつた。

- (2) 戸田貞三『家族構成』（弘文堂、一九五三年）第二章 我国の家族構成。

- (3) 資料である宗門人別改帳は、上萩原村上切の四一冊（天明八〇明治二）、上粟生野村の三二冊（寛政四〇文久二）、下小田原村の一七冊（弘化二〇明治二）、綿塚村の一四冊（天保五〇慶応四）、西野村北組の一五冊（寛政三〇天保四）、東南湖村の五冊（嘉永四〇文久三）、下田井村の一六冊（天明三〇明治二）、吉田村の六冊（安政二〇慶応三）、下条南割村の八冊（天保一二〇元治二）、荒川村の一冊（天保八〇慶応四）、新興村の五冊（文化元〇文化一二）である。

- (4) 戸田貞三前掲書、戸田貞三「宗門帳に於て観られる家族構成員」（戸田貞三 鈴木栄太郎監修『家族と村落』日光書院、一九四二年）、小山隆「家族形態の周期的変化」（喜多野清一 岡田謙編『家―その構造分析』創文社、一九五九年）、喜多野清一「江戸中期甲州山村の家族構成」（喜多野清一 岡田謙編前掲書）。

- (5) 前掲『家族構成』第二章我国の家族構成。

- (6) 山室周平「戸田貞三の家族学説―初期における家族史の形成を中心に―」（家族問題研究会編『山室周平著作集 家族学説史の研究』垣内出版、一九八七年）によると戸田貞三の初期の論文『日本に於ける家の制度発達の研究』では、家制度の科学的究明における事実

研究の重要性が強調された。そして太古・王朝時代の婚姻年齢、家族人員等が分析されたが、それらは『家族構成』においても主要な分析事項となっている。

- (7) 喜多野清一「日本の家と家族」(『家と同族の基礎理論』未来社、一九七六年)によると、『家族構成』において家長的家族が重視されていることは第二章で三世代以上の家族に視点を当てた分析にも表れている。

- (8) 正岡寛司 藤見純子 嶋崎尚子「近世農民の世帯と個人の動態的な理解のために」(利谷信義 鎌田浩 平松紘編『戸籍と身分登録』早稲田大学出版部、一九九六年)。

- (9) 速水融「近世農村の歴史人口学的研究―信州諏訪地方の宗門人別改帳分析」(東洋経済新報社、一九七三年)、速水融「江戸の農民生活史―宗門改帳にみる濃尾の一農村」(日本放送出版協会、一九八九年)、成松佐恵子「近世東北農村の人びと」(ミネルヴァ書房、一九八五年)。

- (10) 前掲『家族構成』第三二表。

- (11) 前掲『家族構成』五七三頁。

- (12) 荻原香代子「幕末維新时期甲斐国における直系家族慣行」(お茶の水女子大学生活社会科学研究会編『生活社会科学研究』第五号、一九九八年)。

- (13) 前掲「近世農村の歴史人口学的研究―信州諏訪地方

の宗門人別改帳分析」一二四頁、一二七頁、一八七頁。

- (14) 前掲「近世東北農村の人びと」八三頁、八四頁。

- (15) 甲斐国内四カ村の近世初・中期の男子平均初婚年齢を宗門人別改帳に基づいて求めると山梨郡国府村(寛文六〇元禄一五 二〇人の平均)は二九・三歳、同赤尾村(寛保元〇宝暦一三 三五人の平均)は二九・八歳、同小屋敷村(寛延四〇寛政二 八七人の平均)は二九・四歳、巨摩郡上神取村(寛文六〇享保八 六六人の平均)は三〇・四歳である。

- (16) 成松佐恵子前掲書 第三―一三図に男子平均結婚年齢をみると、一七一六年以後上昇をしてきたが一八〇〇年代前半に低下をしている。同書第七章によれば天明・天保の飢饉により東北地方の民衆は苦しい生活を強いられたが、そのことは男子平均結婚年齢に影響したとも思われる。

- (17) 宗門人別改帳の一〇四歳児の記載状況は村ごとに異なっている。全村人口に対するこの比が〇%である荒川村を除き一〇九%である本稿の史料は幼少の孫を含む三世代家族の分析に適していると考えられる。

- (18) 注(15)に載る近世初・中期の国府・上神取両村の三世代家族比は一〇%未満である。この低い要因は両村の宗門人別改帳に一〇四歳児が載らないこと及び男子平均初婚年齢が高いことであると推定される。

(19) 福尾猛一郎『日本家族制度史概説』（吉川弘文館、一九七二年）によると近世には隠居が一般的な慣行であり又大竹秀男『封建社会の農民家族』（創文社、一九八二年）によると畿内農村では近世初期から隠居が行われていた。又速水融前掲書一七六頁・一七七頁によると信州諏訪郡では一七七〇年～一八六〇年に隠居が急増した。

(20) 福島正夫「明治前期における「家」制度の形成」（大島美津子編『福島正夫著作集第九巻地方制度』勁草書房、一九九六年）によると、明治前期の戸籍編成では現実に則した調査が行われた。

(21) 湯沢雍彦編『日本婦人問題資料集成 第五巻家族制度』（ドメス出版、一九七六年）第一部明治民法制定前の家族慣習・布告等。

(22) 隠居等による世帯主の変更の届出がされない例は「全国民事慣例類集」に多くみられるが、そのうち陸中胆沢郡・紀伊国名草郡・海部郡でも「届ナシ」とされている。

(23) 中田薫『徳川時代ノ文学ニ見エタル私法』（明治堂、一九二五年）二四六頁。

(24) 大竹秀男『封建社会の農民家族』（創文社、一九八二年）三二七頁。

(25) 都留市史資料編（都留市、一九九四年）四四二頁～四

四三頁、富士吉田市史資料編近世Ⅲ（富士吉田市、一九九四年）三三二頁、三三四頁には、近世の都留郡における居住の分離を伴う隠居例がみられる。

(26) 「熊野村明治五年戸籍人別取調帳」による。

（家族関係学）